

備えの種をまこう。🌱

VOL. 2
2018.11

NOSAI なら



主な内容	● 臨時総代会・台風の影響状況 …… 1	● 制度改正特集 …… 3～8
	● 組合機構図・管内状況 …… 2	● 県内散歩 …… 9～10

臨時総代会開催

10月12日(金)本所研修室において、臨時総代会が開催されました。
提出した7議案全て原案通り承認されました。今後は、所定の手続きを行政官庁に行い、承認後、実施いたします。

提出された議案

- 第1号議案 各共済事業の危険段階別共済掛金率設定について
- 第2号議案 家畜共済勘定の分離に伴う積立金の取崩しについて
- 第3号議案 家畜共済事故に係る診療費について
- 第4号議案 全国農業共済組合連合会との「建物共済の再保険関係または保険関係に関する基本契約書」の締結について
- 第5号議案 事業規程の一部変更について
- 第6号議案 諸規則の一部変更について
- 第7号議案 付帯決議について

台風20号・21号・24号が相次いで上陸

園芸施設に甚大な被害

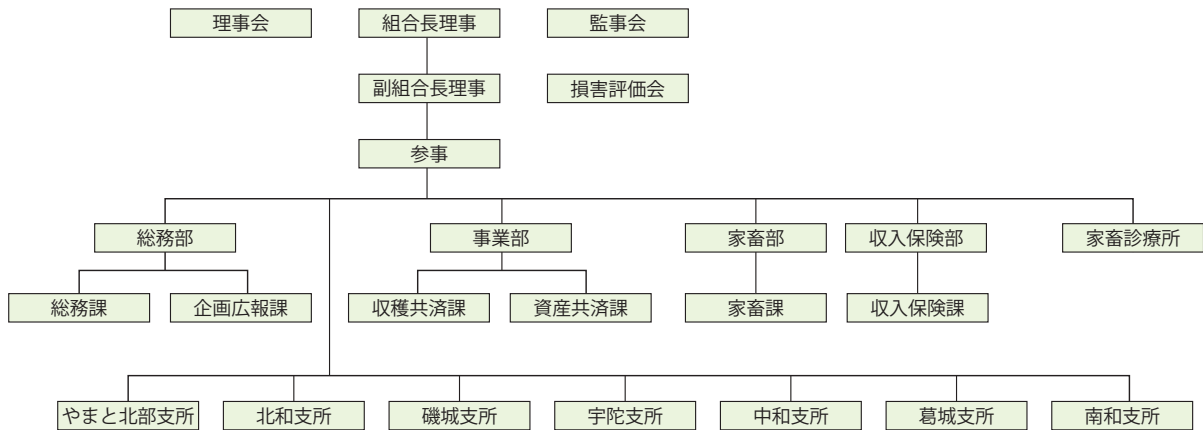


平成30年8月から10月にかけて、勢力の強い台風20号(8月23日～24日)、21号(9月4日)、24号(10月1日)が相次いで近畿地方に上陸し、奈良県では下記のとおり被害が発生しました。台風20・21号による被害の共済金は支払済み、24号による被害は取りまとめ中です。

被害状況 支所名	台風20号			台風21号			台風24号	
	戸数	棟数	支払共済金	戸数	棟数	支払共済金	戸数	棟数
やまと北部	1	1	28,656	48	79	8,277,222	1	1
北和	1	1	36,166	53	101	16,512,183	1	1
磯城	3	3	141,994	26	50	5,289,622	1	1
宇陀	30	80	3,679,189	46	108	5,740,782	30	77
中和	0	0	0	10	11	808,917	1	2
葛城	0	0	0	19	50	8,725,150	0	0
南和	0	0	0	18	32	3,175,438	0	0
合計	35	85	3,886,005	220	431	48,529,314	34	82

(平成30年10月31日現在)

奈良県農業共済組合機構図 (平成30年8月1日現在)



各支所のご案内



平成33年6月30日まで
 平成30年7月1日から
 (任期)

- 監事 新宅一也
- 監事 西畑義弘
- 代表監事 堂原敏敏
- 理事 藤裏勲
- 理事 北山徹
- 理事 池田義輝
- 理事 久保忠雄
- 理事 山本進
- 理事 澤本成夫
- 理事 辻井義治
- 理事 上田逸朗
- 理事 田中敏弘
- 理事 豊田誠康
- 理事 小松儀平
- 理事 細井秀和
- 理事 大倉至
- 理事 田中勇治
- 理事 福井増男
- 理事 西川嘉平
- 理事 松本純次
- 理事 藏本武雄
- 副組合長理事 増田成信
- 副組合長理事 堀内嘉平
- 組合長理事 松岡嘉治

奈良県農業共済組合役員

2019年から農業共済制度が変わります

平成30年4月1日に農業災害補償法が改正され、新たに農業保険法が施行されました。改正された新たな農業共済制度をご紹介します。

農作物共済

農作物共済は任意加入制に移行します

2019年産から、農業者が加入を選択できる任意加入制に移行します。

一筆半損特例が導入されます

全相殺方式、半相殺方式、地域インデックス方式に加入した場合、農家単位で被害判定を行うため、一部の圃場に大きな被害があっても支払対象にならない場合があります。

このため、収穫できない圃場があった場合には**一筆全損特例**として、従来の一筆方式に加入した場合に補償対象となる7割部分（最高割合選択の場合）をお支払いしています。




さらに、2019年産からは、目視で5割以上の減収が認められる圃場について、坪刈りなどを要せずに5割の減収と評価し、従来の一筆方式に加入していた場合に補償対象となる7割部分（最高割合選択の場合）までの2割部分をお支払いする**一筆半損特例**※（選択制）が導入されます。（図1）

※全相殺方式、半相殺方式、災害収入方式（品質方式）及び地域インデックス方式で加入をしている農業者の選択により新たに**一筆半損特例**を付加できません（掛金の割増があります）

無事戻し制度は廃止になります

農作物共済の無事戻し制度は2021（平成33）年までで廃止となります。

（図1）

圃場 A	圃場 B	圃場 C
		5割以上の減収 

通常の損害評価

農家単位の減収量で評価するため、補償割合が下回らず、共済金の支払い対象にならない。

一筆半損特例適用時

圃場Cで5割の減収があったとみなし、一筆7割方式で加入していた場合の補償が適用される。（7割 - 5割 = 2割の共済金が支払われます。）



農作物・果樹・畑作物共済

地域インデックス方式が新設 されます

2019年産から、加入者が組合に損害通知書を提出し、組合が共済事故の発生を確認して、当年の統計単収（水稲は市町村別）が基準収穫量の補償割合を下回った場合に共済金が支払われる地域インデックス方式が新設されます。

半相殺方式の損害評価方法が 変わります

2019年産から、加入者が被害圃場ごとに申告した見込み収穫量を、共済組合が抽出調査により確認し補正する方法に変わります。

一筆方式の加入は廃止になります

圃場ごとに入会する一筆方式での加入は2021（平成33）年産までで廃止となります。

園芸施設共済

園芸施設本体を設置している 期間を通じて加入することに 変わります

近年、過去に例のない災害が発生する中で、被覆していない期間においても水害、雪害等により園芸施設が損害を受けるケースが発生しています。農業者が将来発生するリスクに対応するため、ビニールの未被覆期間も補償の対象となります。

※未被覆期間は、被覆期間に比べて低い掛金率を適用します。

共済金の支払い開始金額を農業 者が選択できます

- ア 3万円または共済価額の5%
- イ 10万円
- ウ 20万円

ア～ウの中から選択いただきます。
※掛金はアが最も高くなります。

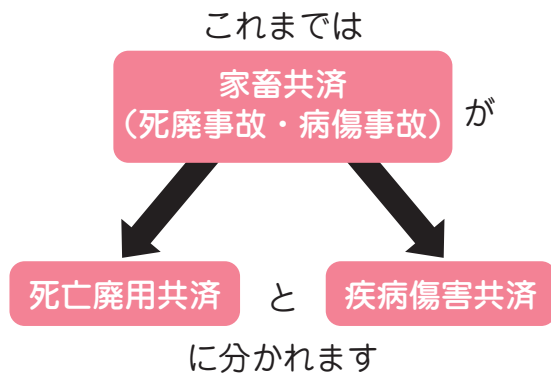


家畜共済が大きく変わります

家畜共済においては、2019（平成31）年1月以降に開始する共済掛金期間から、次のとおり変わります。※期中でも新制度に移行することができます。

加入者のニーズに合わせて補償内容を選択することができます

死廃事故と病傷事故セットでの加入から加入者のニーズに合わせた加入が選べるように**死亡廃用共済と疾病傷害共済**に分かれ、どちらか一方のみの補償および**別々の補償割合（補償金額）**が選択できるようになります。



《補償割合》

・死亡廃用共済…共済金額の3割から8割
↓ 2割から8割に変更

・疾病傷害共済…（引受価額※×疾病共済金支払限度額）×選択割合（100% 上限）

※引受価額とは期首時点の飼養家畜の合計価額（大臣が定める金額）を上限

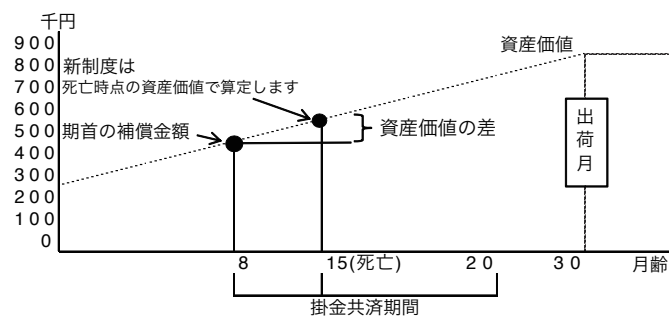
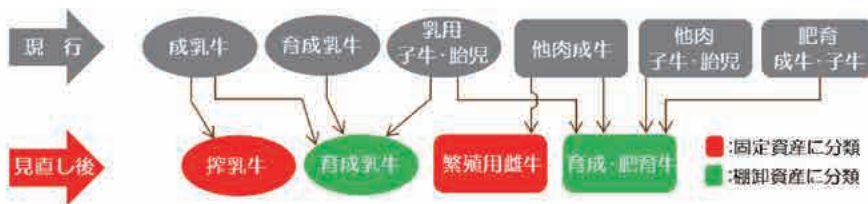
包括共済が成立する家畜の加入区分が変わります

死亡廃用共済に係る家畜は、**固定資産・棚卸資産**のそれぞれに分類され、加入区分が現行から変わります。（図2）

棚卸資産的家畜は、事故発生時の価額で補償します

家畜の評価が日々増加する肥育牛や育成牛等の棚卸資産的家畜については、期首ではなく**事故発生時の価額で補償**します。（図3）

（図2）



（図3）

【例】棚卸資産的家畜（肥育牛）の資産価値の評価基準（イメージ）共済掛金期間の期首に8月齢の牛が15月齢で死亡事故となった場合

**異動の報告は不要。
死亡廃用事故の補償割合は加入
期間を通して一定**

家畜の異動の際にその都度報告する方式を廃止し、期首時に年間飼養計画を申告して年間の補償割合を一定とする加入方式になります。

※牛個体識別台帳が基になるため、トレサビリティへの報告がない場合は、共済金をお支払いすることができなくなる場合があります。

**共済加入者の間で取引された家畜
についても共済金の請求が可能**

共済加入者の間で取引された家畜については、導入前に使用状況のチェックが行われているため、導入後2週間以内の事故であっても共済金の請求が可能になります。



加入者 A から 加入者 B

であれば待期間なし！

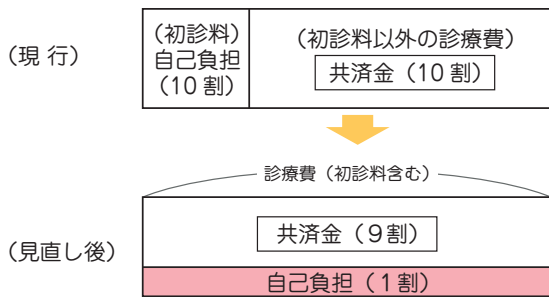
**家畜商が購入後にと畜場で発見
された牛白血病も共済金支払い
の対象**

家畜商が購入後にと畜場で発見された牛白血病についても、農業者が出荷した牛白血病が発見された場合と同様に共済金の支払い対象（提出書類有）となります。

**初診料を含めた診療費全体の
1割が自己負担になります**

病傷事故の診療費については初診料が自己負担となっていますが、2020（平成32）年1月1日引受から初診料を含めた診療費全体の1割が自己負担となります。

○病傷事故の診療費の自己負担



**建物共済も大きく
変わっています**

平成30年7月以降の契約から新制度になっています。

**総合共済の加入限度額が4,000
万円、地震補償が50%にアップ**

火災と自然災害に備える総合共済の加入限度額が、最高4,000万円に引き上げられました。火災共済と総合共済合わせて1棟最高1億円までご加入できます。

（ただし、家具類・農機具を含みません）

また、総合共済の地震の場合の補償割合が30%から50%へパワーアップしました。さらに、臨時費用担保特約※を付けることで、わずかな掛金で共済金は30%多く支払われます。（臨時費用担保特約30%付帯した場合）

※臨時費用担保特約は、10%・20%・30%からお選びいただけます。

※地震による損害は、臨時費用担保特約の対象外となります。

※臨時費用共済金は、250万円が限度です。

農業を経営する皆様へ

平成31年1月から全ての農産物を対象に収入減少を補てんする **収入保険** が始まります！



農業で新しい品目の導入、
販路拡大などに
チャレンジしたいんだけど、
様々なリスクがあるんだよねー。

大丈夫、収入保険に
まかせてください！



自然災害や鳥獣害などで収量が下がった



市場価格の低下



災害で作付不能になった



けがや病気で収穫ができない



倉庫が浸水して売り物にならない



取引先が倒産した



盗難や運搬中の事故にあった



輸出したが為替変動で大損した

収入保険は様々なリスクから農業経営を守ります！！

収入保険の加入手続き等のスケジュール (保険期間が平成31年1月～12月の場合)

2018 (平成30)年	～11月	加入申請 手続き	書類の作成をします。 <ul style="list-style-type: none"> ・収入保険加入申請書 ・過去の農業収入金額申告書(平成29年分まで) ・補助フォーム ・農業経営に関する計画 (添付書類) <ul style="list-style-type: none"> ・青色申告決算書等の税務申告書類の写しなど (平成26～29年までの期間で連続した分を用意します。)
	～12月	保険料、 積立金、 事務費の 納付	保険料と積立金は、分割支払も選択できます。 (最終の納付期限は保険期間の8月です) ※ 保険料、積立金及び事務費は、口座振替です。
2019 (平成31)年	1～12月	保険期間 (税金の 収入算定 期間と 同じです)	平成30年分の確定申告が終わったら 次の書類の作成をします。 <ul style="list-style-type: none"> ・過去の農業収入金額申告書(平成30年分) ・補助フォーム (添付書類) <ul style="list-style-type: none"> ・青色申告決算書等の税務申告書類の写しなど
			事故が発生したら 自然災害などにより数量減少が見込まれるときは、速やかに事故の発生状況等を通知します。 <ul style="list-style-type: none"> ・事故発生等通知書 ・資金が必要な方には、つなぎ融資を行います。 農業経営に関する計画を変更するときは 作付する品目や面積など変更するときは、営農計画を変更します。
2020 (平成32)年	確定 申告後 ～6月	保険金等の 請求・支払	2019(平成31)年分の確定申告が終わったら 次の書類を作成し、保険金・特約補てん金を請求します。 <ul style="list-style-type: none"> ・保険期間の農業収入金額実績申告書兼保険金請求書 (添付書類) <ul style="list-style-type: none"> ・青色申告決算書等の税務申告書類の写しなど

各種手続きは、
NOSAI職員が
お手伝いします。



NOSAI全国連が内容を審査後、保険金・特約補てん金をお支払いします。

※ 収入保険の加入には、青色申告を行っている農業経営者が対象です。

各種試算は全国連HPから! (NOSAI全国連のホームページ) ……<http://nosai-zenkokuren.or.jp/>

全国連問合せ先 ……TEL: 03-6265-4800 MAIL: syunyhoken@nosai-zenkokuren.or.jp

県内散歩

各地で活躍されている農家さんを紹介します!!



明日香村
古賀 美幸さん (37歳)

ツルムラサキ15アール

オーガニック野菜に魅力を感じ、自分でも栽培してみたいと思ひ、今年の7月から明日香村で新規就農し、ツルムラサキを15アール栽培しています。

ツルムラサキは、食感には粘り気があつてカルシウムが豊富に含まれ、栄養価が高い。また、最近では葉酸が多く含まれていることから女性から注目されています。

今年は例年になく猛暑の影響もあり、ツルムラサキが固くなり、出荷ができない日が続きました。来年は、自然のままの状態を保てるよう工夫し、おいしいツルムラサキを作りたいです。

また、今後は、特産品であるシヨウガやニンジンの栽培にもチャレンジして、子育てしているお母さんでも働けるような環境を作りたいです。



斑鳩町
松井 正一さん (53歳)

水稲2ヘクタール、コマツナ1.3ヘクタール、ナス10アール、キャベツ10アール

私は父から農業を学びたいと思ひ、14年前に就農しました。農業は手をかけてやればやるほど応えてくれるので非常にやりがいを感じています。

年々農業の機械化が進み、効率よく作業ができることになりつつありますが、私が就農でしたので苦労しました。現在では、水稲2.0ヘクタール、コ

マツナ1.3ヘクタール、ナス10アールを栽培する傍ら、今年からはキャベツ10アールの栽培をしています。

今後も更に規模を拡大し、農薬は必要最低限だけを使用し、より「安心・安全」なおいしい野菜を求めて、皆さんに届けていきたいと思っています。

28歳の時に父の後を継いで就農し、現在、水稲11アール、レタス30アール、ホウレンソウ24アールを栽培する傍ら、メロン48アール栽培しています。

また、2002年からメロンの種取りを始め、13年からは青と赤の「夫婦メロン」を栽培しています。

通常おいしいメロンとされるのは14度以上の糖度ですが、私のメロンは18度あり、甘いと好評で北海道から沖縄まで全国各地へ発送しています。



宇陀市
下村 雅清さん (69歳)

水稲11アール、レタス30アール
ホウレンソウ24アール、メロン48アール

さらに、完熟の状態では収穫するため、傷みや腐りがないか、細かくチェックし、1度で2種類のメロンを味わってもらおうように販売しています。

今後について「夫婦メロン」の看板を建てたいです。そして、後継者の育成に取り組み、メロン栽培者の減少に歯止めをかけたいです。



北海道の大豆農家のもとで2年間研修を受け、就農2年目を迎えました。現在、水稲1ヘクタール、大豆10アール、ダイコン5アール、ウメ5アールを栽培する傍ら、今年から小ギク10アールの栽培に取り組んでいます。

昔、下市町では「下市口駅」までキクを運ぶために電車があったほど、キクの産地でした。現在は、栽培している農家が減少しているため、少しでも役立てればと思い、栽培を始め



下市町
中西 真也さん (29歳)

水稲1ヘクタール、大豆10アール、
ダイコン5アール、
小ギク10アール、ウメ5アール

ました。

今までは自然農法で栽培していたため、小ギクを栽培する際に、農薬や肥料を使用するのが初めてで戸惑いもありました。これからは使用知識を学んで良い品質の小ギクを栽培したいです。

今後について、規模拡大して法人化し、研修生の受け入れも実施して、若い世代の方にも就農できる環境を提供したいと思います。

反社会的勢力等への

対応に関する基本方針

本組合は、次のとおり反社会的勢力に対する基本方針を定め、農業共済団体として信頼を維持し、業務の適正性の確保に努めます。

1 組織としての対応

反社会的勢力等からの不当要求等に対しては、担当者や担当部署だけに任せず、組織全体として対応します。また、反社会的勢力等からの不当要求等に対応する役職員の安全を確保します。

2 外部専門機関との連携

反社会的勢力等からの不当要求等に備え、平素より警察、暴力団追放県民センター、顧問弁護士等の外部の専門機関と連携関係の構築に努め、不当要求等が行われた場合には必要に応じ連携して対応します。

3 取引を含めた一切の関係遮断

反社会的勢力等とは、業務上の取引関係を含め、一切の関係を断つことのないよう努めます。また、反社会的勢力等からの不当要求等は拒絶します。

4 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力等からの不当要求等に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行います。

5 裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力等からの不当要求等が組合の不祥事を理由とする場合であっても事案を隠ぺいするための裏取引は絶対に行いません。また、反社会的勢力等への資金提供は、リベート、利益上乗せ、人の派遣等、いかなる形態であつても絶対に行いません。

口座振替への ご協力のお願い

本組合では、加入する際の共済掛金の支払い方法について、口座振替への移行を勧めています。組合員の皆様にはお手数料をおかけいたしません。が、口座振替移行へのご理解とご協力をお願いいたします。



農業共済新聞のご案内

農業共済新聞はNOSAI団体がお世話になっている共済部長さんをはじめ、組合員の皆様方等に幅広く愛読いただいている週刊紙です。

NOSAI事業の説明やNOSAI団体の動きをはじめ、農政、営農技術、農産物流通、農業資材など、幅広い分野を網羅しています。

「農業や暮らしに役立つ農業紙」というスタンスで紙面作りを行っていて、

NOSAIの職員が県内農業や暮らしの話題について詳しく楽しく取材した「地方版」が大きな特徴です。



●年極購読料4,680円
毎週水曜日(月4回)発行です。
お申し込み、お問い合わせはお近くのNOSAIまでお願いします。

NOSAIなら

第2号 2018年11月発行

編集・発行/ 奈良県農業共済組合

奈良県橿原市十市町877-1
TEL:0744-21-6312 FAX:0744-21-6315
<http://www.nosainara.jp/>

やまと北部支所	奈良市柴屋町29-1	0742-63-6063
北和支所	大和郡山市池之内町252-1	0743-55-1280
磯城支所	桜井市大字阿部11	0744-42-2900
宇陀支所	宇陀市榛原萩原元萩原350-3	0745-82-1164
中葛支所	橿原市城殿町459	0744-24-2808
南葛支所	北葛城郡広陵町南郷18-5	0745-55-3560
	五條市原町252-1	0747-22-2320